

【タイ】 タイにおける商標審査マニュアル改正案に対するパブリックコンサルテーションの実施について

2021年3月1日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイにおける商標審査マニュアル改正案に対するパブリックコンサルテーションの実施についてのお知らせです。

タイ知的財産局は、商標審査マニュアルの改正案を公表し、2021年2月24日から2021年3月10日までの間パブリックコメントを募集することとした。

同改正案では、これまで審査官の裁量に委ねられていた部分についてより詳細な指針を示しており、主な改正点は以下のとおりである。

(1) 識別力

- 一般用語や記号、フレーズ、スローガン等の一般的な記述等、固有の識別力を有さない例として「JUST DO IT」等を列挙
- 識別力の程度を5段階（独創的（"fanciful"）、恣意的（"arbitrary"）、示唆的（"suggestive"）、記述的（"descriptive"）、一般的（"generic"））に分類し、段階毎の例を列挙
- 国名がその出所を示すために商標の一部として使用されている場合（中国産やメイド・イン・ジャパン等）には登録可能であるが、審査官は当該用語についてディスクレームを命じることができることを明記
- ホワイトハウス、自由の女神、タージマハル、マチュピチュ等、著名な建造物は地理的名称と見なされ、識別力を有さないことを明記
- 3字以上の文字や数字の固有の組み合わせは識別力を有することを明記（現状は、文字や数字の組み合わせは識別力を有しないとされている。）
- 中国語から構成される商標は、個別の語が意味を有していたとしても、全体として意味を持たない場合には識別力を有することを明記
- 使用による識別力の獲得について、ソーシャルメディアによる広告も考慮することを明記

(2) 周知商標

- 周知商標の判断において、商標庁の周知商標データベースでの検索に加え、商標委員会の過去の決定も考慮することを追加

(3) 公序良俗等に反する商標

■登録が禁止される公序良俗や公共政策に反する商標に該当するか否かの判断の際に出願人の行動・態度を考慮することを明記

(4) ディスクレーム

■多区分出願においては、ディスクレームは全ての区分に適用されることを明記

(5) 類似判断

■類似性の判断においては、消費者のグループ、専門家の監督を必要とする商品・役務か否か、消費目的、商流、価格等を考慮することを明記

■広範に提供される役務に使用される商標と特定の商品に使用される商標（例えば、35 類の小売りやオンラインでの商品販売と第 25 類のシャツ・ズボン等）は類似しないことを明記

パブリックコメントは、trademark.guideline@gmail.com 宛に電子メールで提出することができる。

情報公開日

2021 年 2 月 24 日

URL 等

<https://www.ipthailand.go.th/th/revision/item/revision.html>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。